

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

本町は紀伊半島北部の内陸部に位置し、貴志川流域の僅かな河岸段丘に沿って発展してきました。過去の地震被害については、和歌山県は南海トラフを中心とした周期的に発生する地震をはじめ各所で地震が発生していますが、当町では地震による大きな被害の記録は残されておりません。その一方、貴志川流域で急峻な山間地に沿うようにして住民の生活圏があるため、台風や豪雨により河川沿いの低地では浸水被害が、山の麓では土砂災害が毎年のように発生しています。また近年では自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症などのパンデミックも地域社会に大きな影響を与えています。感染症の拡大は、物理的な被害を伴わないものの、人的・社会的な活動に多大な制約を課し、事業運営や地域経済に深刻な影響を及ぼしました。営業自粛や外出制限により経済活動が停滞し、地域のつながりやコミュニティ活動にも支障を来しました。このようなパンデミックの影響は、自然災害とは異なる形で地域の安全と事業継続における新たなリスクとして認識されています。

(地震)

本町は、内陸部に位置するため津波の心配もなく、昭和南海地震をはじめ、地震により大きな被害の記録は残されていません。また、活断層も確認されていないことから、地震災害に対する危機意識は海岸沿いの市町村よりも低いのが現状です。しかし、マグニチュード9.1規模の南海トラフ巨大地震が発生した場合は、当町は概ね震度6弱の強震が発生することから、人的被害、建物被害はもちろんのこと、ライフライン、公共交通及び道路交通等に支障をきたし、経済活動にも大きな被害が生じることが考えられます。

(風水害)

本町には貴志川と真国川が流れており、豪雨のたびに浸水被害が発生する場所が点在しています。過去の記録によれば、被害が発生する地域は主に河川沿いの低地を造成した区域でした。一方で、河川改修が進んだことで、昭和28年頃と比較して洪水被害は軽減されてきたと考えられてきましたが、令和5年の豪雨災害では線状降水帯の発生により、町内で時間最大雨量72mm、積算雨量385mmを記録しました。この未曾有の降雨は、河川や水路といった既存インフラの能力を超え、人的被害や住家被害、公共施設の損壊に加え、経済的にも甚大な被害をもたらしました。今後、今までに経験したことのない大型台風や停滞する前線による長期間の豪雨、さらには線状降水帯による短時間での膨大な降雨など、気象変動によるリスクが高まることが懸念されます。

(土砂災害)

本町は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等に指定されている地域が多くあります。そのため、降雨期や台風の影響において、毎年のように土砂災害が発生し、時には前線の停滞や台風の進路状況等により、大きな被害が発生することがあります。過去の大きな災害としては、昭和28年7月の紀州大水害において、長期間豪雨により大規模な土砂災害が発生し、集落を飲み込むような災害が発生しました。近年では平成29年の台風第21号による豪雨により、梅本地区をはじめ町内各所で土砂災害が発生しています。また昨年の令和5年6月には、線状降水帯と台風2号による記録的な大雨で、貴志川と真国川が氾濫し、歴史的な豪雨災害が発生しました。

この災害では一人の方が行方不明となり、多くの住宅が床上・床下浸水などの被害を受けました。その結果、自宅を離れざるを得ない方も多く発生し、地域に甚大な被害をもたらしました。

(その他)

平成30年に発生した台風第21号では、当町は台風の中心からみて東側の暴風域に位置したことから、瞬間最大風速が57mを記録し、樹木や電柱が倒壊し、家屋の屋根が飛散する等、甚大な被害をもたらしました。またその際、町内各所で高圧電線が断線し、町内広範囲で10日間にもおよぶ長期停電が発生しました。この影響は、水道の断水、一般電話回線及び携帯電話の不通、インターネット回線（SNS含む）が通信不能となるなど、住民生活に多大なる影響を与えることとなりました。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 4 1 3 人
- ・ 小規模事業者数 3 8 2 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	69	68	町内に広く分散している
	製造業	71	64	町内に広く分散している
	卸小売業	127	116	町内に広く分散している
	飲食業・宿泊業	34	30	川沿い・山間部に多い
	サービス業	74	70	町内に広く分散している
	その他	38	34	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H19. 2	令和6年1月改訂

②当会の取組

項目	年月	備考
危機管理マニュアルの策定	H29. 2	
事業者BCPに関する国の施策の周知	R1. 11～	県連会報掲載にて333人
商工会事業継続計画の策定	R3. 3	事業継続力強化支援計画に基づき策定
事業者BCP策定支援	R3. 4～	要望に応じて随時
災害対策備蓄品の配置（食糧含む）	R3. 4～	状況に合わせて追加
簡易避難場所の設置（美里支所）	R5. 4～	予算等を勘案して整備
災害対策用データ復旧システムの構築	R6. 3	業務用データの再稼働用バックアップ及びクラウド化

2 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。
- ・また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であると考えられる。

3 目標

○成果目標

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	3	3	3	3	3	15
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	353	353	353	353	353	1665
フォローアップ事業者数	3	6	9	12	15	45
事業者数（経済センサス）	413					

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあわせ	年3事業者
情報連絡体制の整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当会と当町の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	年1回
連携体制の推進	当会と当町の間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	当会と当町担当者会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時期、復興支援内容等を確認、共有	年1回
保険・共済に対する	保険・共済に対する助	損保会社や火災共済等と共同	年3回

助言及び推進	言を行える当会経営指導員等職員の育成及びリスクファイナンス対策としての保険・共済の推進	で巡回指導(OJT)保険相談会等の開催	延 10 件 随時
--------	---	---------------------	--------------

4 その他

災害時に食料や燃料の供給、避難場所の提供などを行ってくれる事業所（主に飲食業・宿泊サービス業）、また災害復旧を担ってくれる事業所（主に建築土木業）に対し、発電機や蓄電池の設置を推進しながら、商工会との連携をはかっていく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には業種別の感染症予防ガイドラインなど、常に最新の正しい情報を提供し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月作成済み。

③関係団体等との連携

- ・和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成、また共済加入推進を行う。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・紀美野町防災担当部局・商工担当部局と紀美野町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。
(年1回本計画の進捗確認等協議の際に実施する)

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNSやオンライン会議ツールを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況、感染状況)等を当会と当町で共有する。)

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(台風・豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

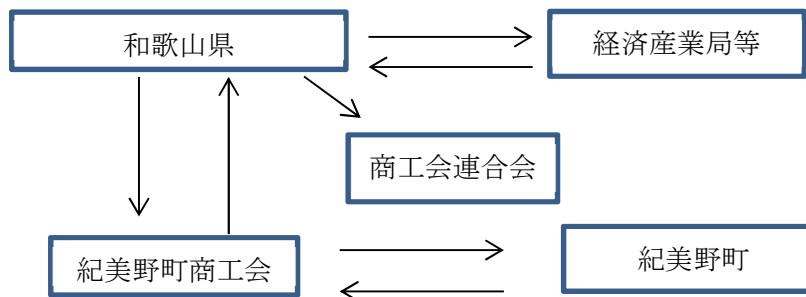
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	情報が入り次第随時共有
1週間～2週間	情報が入り次第随時共有
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日～3日に1回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、商工会及び町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 川本 泰寛 (連絡先は下記3(1)参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
3 商工会／関係市町村連絡先	
(1) 商工会 紀美野町商工会 〒640-1243 和歌山県海草郡紀美野町神野市場226番地1 TEL : 073-495-3260 / FAX : 073-495-3261 E-mail : kimino@w-shokokai.or.jp.	
(2) 関係市町村 紀美野町 産業課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287番地 TEL : 073-489-5901 / FAX : 073-489-2510 E-mail : sangyo@town.kimino.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	370	370	370	370	370
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、紀美野町補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。